



令和4年4月13日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

旅客自動車運送事業の法令違反に対する行政処分の公表について

道路運送法に基づき、旅客自動車運送事業の輸送施設の使用停止の行政処分等を受けた事業者において、令和4年3月末時点で累積の違反点数が「20点」を超える事業者を公表します。

1. 累積点数が20点超となる旅客自動車運送事業者

一般貸切旅客自動車運送事業

有限会社 久米島交通（久米島町謝名堂109番地1号）

2. 処分内容及び累積点数

別紙参照

【問い合わせ先】

内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 監査指導課 上間

TEL：098-866-1837

FAX：098-860-2369

【旅客】累積違反点数が20点を超える事業者

【令和4年3月末現在】

事業の種類	事業者名	累積点数	直近の行政処分日	主な違反行為
一般貸切	有限会社 久米島交通	29	令和4年2月2日	運送引受書の交付義務違反

※令和4年3月末現在における沖縄総合事務局管轄区域に係る違反点数付与事業者のうち、累積点数20点を超える事業者一覧です。